

セーレン・ドリームアリーナ（福井県営体育館）メインアリーナ 壁面広告掲出事業 募集要項

1 目的

福井運動公園内のセーレン・ドリームアリーナ（福井県営体育館）は、地域の中核的な社会体育施設として、一般県民の利用から全国的な競技大会、プロスポーツチーム興行など、幅広い用途で活用されている。

今回、セーレン・ドリームアリーナの壁面を有効活用し、新たな自主財源の確保に取り組むほか、民間企業等との協働の促進や施設サービスの向上、さらには地域経済の活性化を図るため、セーレン・ドリームアリーナメインアリーナ壁面に掲出する広告を募集する。

2 掲出施設および掲出箇所、募集する広告の概要

別紙「セーレン・ドリームアリーナ（福井県営体育館）メインアリーナ壁面広告掲出事業仕様書」（以下、仕様書という。）を参照すること。デザインの作成、広告媒体となる幕の作成、設置、修繕および撤去は広告主が行うものとする。

3 広告掲出料等

広告掲出にあたっては、下記（1）と（2）の合計額を納入しなければならない。

（1）広告掲出料

掲出箇所	広告掲出料(年額・税込)
A 枠(中央 4 枠)	156,400 円/枠
B 枠(中央横 4 枠)	146,400 円/枠
C 枠(両端 2 枠)	136,400 円/枠

※年度の途中で契約した場合など、掲出期間が 1 年に満たないときは、月割計算（小数点以下切り捨て）によって算出する。

なお、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。

（2）条例で定める使用料

広告掲出にあたっては、福井県都市公園条例第 4 条第 1 項第 6 号に定める行為の制限に係る許可を受けたうえで、広告の表示面積に応じ、使用料を納入しなければならない。

掲出箇所	年額(税込)	月額(税込)
A～C 枠(8 m ² /枠)	13,600 円/枠 ※1	1,200 円/枠 ※2

※1… $1,700 \text{ 円/m}^2 \times 8 \text{ m}^2/\text{枠}$ (縦 2.3m×横 3.5m) = 13,600 円/枠

※2… $150 \text{ 円/m}^2 \times 8 \text{ m}^2/\text{枠}$ (縦 2.3m×横 3.5m) = 1,200 円/枠

なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

4 掲出期間

広告の掲出期間は1年間とする。なお、掲出にあたっては、年度単位（4月1日から翌年3月31日までの1年間）を原則とし、年度途中から広告を掲出する場合は、契約締結日の月の翌月または翌々月の1日から翌3月31日までの期間とする。

契約期間終了後においても、引き続き広告掲出を希望する場合は、契約満了日の2か月前までに申し出をし、再度、許可申請および契約締結を行うことにより、年度単位の契約を締結することができる。

5 応募条件

・福井県県有施設広告掲出事業実施要綱（以下、「要綱」という。）を遵守することとし、広告掲出事業は、県の事務または事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、県有施設の用途または目的を妨げない範囲内で行うものとする。また、広告を掲示する権利を第三者に譲渡、または転貸しないこと。

・次のいずれかに該当する業種または事業者に係るものは、広告掲出の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当するもの
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業に該当するもの
- (3) 代表者等（役員及び経営に事実上参加しているもの）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの。
- (4) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）または暴力団員と密接な関係を有するもの
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員に該当するもの
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続きまたは更生手続き開始の決定を受けたもの

- (8) 国税または地方税を滞納しているもの
 - (9) 福井県から入札参加資格停止措置を受けているものまたは福井県から不利益処分を受けているもの
 - (10) 業種または商品の性質上、消費による事故やトラブルが発生する可能性が高いと判断される等、消費者保護の観点から配慮が必要なもの
 - (11) その他、広告掲出の対象とすることが適当でないと認められるもの
- ・ 広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告掲出の対象としない。
 - (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
 - (3) 人権を侵害するものまたはそのおそれがあるもの
 - (4) 政治性または宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張にあたるもの
 - (6) 誇大表示または虚偽であるもの
 - (7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
 - (8) 青少年の健全育成にとって有害であるものまたはそのおそれのあるもの
 - (9) 内容または責任の所在が不明確なもの
 - (10) 比較広告
 - (11) 良好な景観の形成、風致の維持等を害するもの
 - (12) その他、広告掲出の対象とすることが適当でないと認められるもの
 - ・ 福井県内に事業所（本社または福井県との取引の権限を委任している支店または営業所等）を有すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、選ばれた候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 前記の応募条件の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (3) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 提出書類等の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) その他不正行為があった場合

7 応募手続き

- (1) 募集期間：令和6年6月25日（火）から、随時、募集を受け付ける。（土日・祝日を除く。）ただし、募集する広告掲出枠が埋まり次第、締め切る。
※持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで受付
- (2) 提出場所：福井県福井市大手3丁目17-1
福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課（県庁5階）
- (3) 提出書類：①広告掲出申請書（様式第1号）
②広告原稿案（紙または電子データ（J P E G形式またはP D F形式で、かつ、高画質なもの）による提出）
※広告には「広告主名称」および「連絡先電話番号」を掲載すること。
③誓約書（様式第2号）
④履歴事項全部証明書（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）
⑤役員名簿（様式第3号）（法人の場合のみ）
⑥決算が確定した直前期分の決算報告書（法人の場合のみ）
⑦青色申告者は、直前期分の所得税青色申告決算書の写し、
白色申告者は、直前期の所得税確定申告書（収支内訳書）の写し（個人の場合のみ）
※所得税確定申告書の鑑は不要
⑧国税の納税証明書および県税の納税証明書
※発行日が申請日から3か月以内のもの
・福井県税（全ての税目）の滞納がない旨の証明書
・「法人税」、「消費税及び地方消費税」に滞納がない旨の納税証明書（その3の3）（法人の場合のみ）
・「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」の滞納がない旨の納税証明書（その3の2）（個人の場合のみ）
⑨その他（会社概要、パンフレット等）
- (4) 提出方法：郵送（簡易書留）または持参、あるいは、電子メールにて送信
（電子メールの場合は、電話で受信確認を行うこと。）
※提出書類については返却しない。

8 審査および決定等

(1) 審査および決定方法

要綱、募集要項および仕様書に基づき、先着順に審査を行い、広告掲出の可否を決定する。ただし、同一の広告掲出枠に対して、複数の応募が同時にあった場合や

枠数を超える応募が同時にあった場合には、抽選により広告主を決定する。広告掲出枠の空き状況については、県ホームページから確認すること。

なお、審査の過程で、広告のデザインを変更するよう県が提案し、双方協議のうえ修正する場合がある。

また、県は、提出された広告原稿の内容が不相当と判断した場合には、広告の設置を認めない。

(2) 結果通知

決定後、速やかに応募者に対して結果を電子メールで通知する。なお、審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

9 決定後の手続き

広告掲出が決定した後、広告主は、県と広告掲出業務に係る契約を締結するとともに、県が交付する納入通知書により、県の指定期日までに広告掲出料を納入しなければならない。

また、広告主は、県に都市公園内制限行為許可申請書を提出し、許可を受けた後、県が交付する納入通知書により、県の指定期日までに福井県都市公園条例で定める使用料を納入しなければならない。

10 応募から広告掲出までのスケジュール

- (1) 応募書類・質疑の受付
- (2) 審査
- (3) 結果通知
- (4) 契約・都市公園内制限行為許可申請
- (5) 広告主による広告掲出料および福井県都市公園条例で定める使用料の納入
- (6) 広告主による広告作成
- (7) 広告掲出

11 注意事項

- (1) 応募者は、要綱、募集要項および仕様書を熟読の上、応募すること。
- (2) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 広告の作成、掲出、修繕および撤去は広告主が責任をもって行うこととし、これに要する経費は、広告主の負担とする。なお、経年劣化等に伴い、広告に変状が見受けられた際には、県から広告主に補修等の依頼を行うことがある。

- (4) 広告掲出を終了する場合は、広告主の責任において契約満了日までに原状回復すること。
- (5) 広告掲出の期間中、県から内容の修正等の指示を受けた場合には従うこと。
- (6) セーレン・ドリームアリーナの利用者が大会等に利用する場合で、当該利用者から広告の遮蔽の要請があった場合には、広告を遮蔽することがある。また、大会名等の看板が吊下げられることにより広告が隠れる場合がある。なお、これら場合でも、徴収した広告掲出料および使用料は返還しない。
- (7) 応募者は、広告掲出の決定後において、この募集要項等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (8) 広告主は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- (9) 広告主は、設置した広告により県または第三者に何らかの損害を与えた場合は、すべて自己の責任および負担において解決しなければならない。
- (10) 要綱、募集要項および仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、双方協議のうえ、決定するものとする。
- (11) ネーミングライツ導入に伴う愛称がメインアリーナ内に掲出される場合があるので留意すること。また、ネーミングライツに対して一切異議申し立てを行うことはできない。

12 問い合わせ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課（県庁5階）

T E L : 0776-20-0746

F A X : 0776-20-0664

E-mail : sports@pref.fukui.lg.jp